

年 月 日

(依頼先)
(事業所名)
(代表者)

様

(事業所名)
(代表者職名)
(担当者)
《連絡先》

実地研修受講に関する依頼書

秋田県介護職員等によるたん吸引等研修事業に係る実地研修について、当事業所の下記職員の実地研修を貴施設に依頼しますので、御承諾くださるようお願いします。

様式 3-3 「実地研修に関する合意文書」の内容を理解し、遵守することをお約束します。

なお、御承諾いただける場合は、様式 3-2 「承諾書」を御返送いただきますようお願いいたします。

記

1 受講者氏名

2 実地研修希望日 年 月 日頃予定

3 実地研修行為 下記表の☑印の行為について実施を依頼します。

✓欄	行為の種類
	口腔内のたん吸引
	鼻腔内のたん吸引
	気管カニューレ内部のたん吸引
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
	経鼻経管栄養

※実施する行為については貴事業所と協議の上、決定します。

年 月 日

(依頼先)
(事業所名)
(代表者)

様

(事業所名)
(代表者職名)
(担当者)
《連絡先》

実地研修受講に関する承諾書

年 月 日付けで依頼のあった件について、当施設において、貴所属の職員の
実地研修受講について下記のとおり承諾します。

なお、実地研修については、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会と交わした契約書の内容
に基づき実施するものとし、様式3-3「実地研修に関する合意文書」の内容を理解し、遵
守することを申し添えます。

記

1 受講者氏名

2 実地研修予定日

年 月 日頃予定

3 実地研修行為

下記表の☑印の行為について実施します。

☑欄	行為の種類
	口腔内のたん吸引
	鼻腔内のたん吸引
	気管カニューレ内部のたん吸引
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
	経鼻経管栄養

※ただし、利用者の状況によって実施する行為を変更する場合があります。

秋田県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業

実地研修に関する合意文書

秋田県介護職員等によるたんの吸引等研修事業・実地研修（以下「実地研修」という。）の指導及び評価を受講者の所属する事業者（以下「依頼者」という。）が他の実地研修施設に依頼することに関し、以下のとおり合意内容を定めるものとする。

（基本方針）

第1条 実施研修施設と依頼者（受講者の所属する事業者）と受講者の三者の協力と連携の下で、安全かつ適正に実地研修を推進するための要件を明らかにするものである。

（実地研修体制の確立）

第2条 実地研修施設は、実地研修の指導及び評価に関する体制を整備するものとする。

- 2 実地研修施設は、実地研修に相応しい要件を保持し、向上させる義務を負う。
- 3 指導看護師は、実地研修を安全かつ適正に行うため、指導力の向上を図るものとする。
- 4 実地研修施設は、受講者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。
- 5 依頼者は、実地研修施設に対して受講者に関する個人情報が必要最小限の範囲で提供するものとし、実地研修施設は受講者の個人情報について守秘義務を負うものとする。

（依頼者及び受講者の責務）

第3条 依頼者は、受講者の実地研修が安全かつ円滑に進むよう環境を整備するものとする。

- 2 依頼者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等適切な対応をとるものとする。
- 3 受講者は、実地研修において要求される知識と技術を事前に可能なかぎり身につけて、研修に臨むものとする。
- 4 受講者は、実地研修において研修指導講師の指導の下に真摯に取り組むものとする。
- 5 受講者は、個人情報保護法に基づき、実地研修において要求される守秘義務と、信用失墜行為防止義務を負うものとする。

（実地研修中止の措置）

第4条 実地研修に以下の事態が生じた場合は、実地研修中止をめぐって両者が即時に協議するものとする。

- 2 実地研修施設は、実地研修中に以下のような事態が生じた場合、実地研修中止の措置をとることがあり得ることを、受講者に伝達し了解を得ておくものとする。
 - (1) 受講者に帰すべき責任によって、実地研修の継続が困難と判断される事態になったとき。

- ① 受講者の重大なルール違反（就業規則並びにそれに準ずるルールへの違反）
 - ② 実地研修施設利用者への加害行為・人権侵害行為
 - ③ 心身の事由による実地研修の継続困難
 - ④ 守秘義務違反及び信用失墜行為
 - ⑤ 実地研修の安全かつ適正な実施のために行った助言・指導等に対し、受講者が適切に対応しなかったとき。
 - ⑥ 受講者の実施行為の手順等が著しく不適切・不十分であると認められたとき。
 - ⑦ その他
- (2) 依頼者に帰すべき責任によって実地研修の継続が困難と判断される事態が生じたとき。
- ① 依頼者が合意文書に反した行為を行ったとき。
 - ② 実地研修の安全かつ適正な実施のために行った助言等に対し、依頼者が適切に対応しなかったとき。
 - ③ その他
- (3) 実地研修施設の不適切な対応により実地研修の継続が困難と判断される事態が生じたとき。
- ① 受講者への各種の権利侵害
 - ② 実地研修指導の不履行
 - ③ 実地研修の安全かつ適正な実施のために行った申し入れ等に対し、実地研修施設が適切に対応しなかったとき。
 - ④ その他
- (4) 実地研修協力者（以下「利用者」という。）及び実地研修施設の都合により実地研修の継続が困難と判断される事態が生じたとき。
- ① 利用者の入院及び体調変化により、実地研修の継続が困難と判断されたとき。
 - ② 利用者及び利用者の家族が、実地研修への協力を拒否し、実地研修の継続が困難と判断されたとき。
 - ③ 実地研修施設で、感染症等が集団発生し実地研修の継続が困難と判断されたとき。
 - ④ 研修指導講師である看護師がやむを得ない事情で長期休暇又は、長期休職となったとき。
 - ⑤ その他

(実地研修中止後の措置)

第5条 実地研修が中止になった場合、本会に研修施設と依頼者がそれぞれ報告を行うものとする。また、その後の対応については、関係機関と協議するものとする。

(実地研修の指導及び評価)

第6条 実地研修の指導及び評価については、秋田県介護職員等によるたん吸引等研修事業実施要綱（不特定多数の者対象）に基づくものとする。

(研修中に起きた事故等の対応)

第7条 実地研修において起きた事故（損害賠償）等については、原則とし研修施設と依頼者が本合意文書の内容に照らし、解決を図るものとする。これによらない場合は、関係機関と協議するものとする。